

京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ事業実施要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (実施体制) 第2条 フェロシップ事業は、総長の命により、教育担当の理事（以下「担当理事」という。）が実施責任者として統括し、<u>京都大学大学院横断教育プログラム推進センター</u>がその実施に係る業務を行う。 (中 略)</p>	<p>(実施体制) 第2条 フェロシップ事業は、総長の命により、教育担当の理事（以下「担当理事」という。）が実施責任者として統括し、<u>大学院教育支援機構</u>（以下「機構」という。）がその実施に係る業務を行う。 (対象分野等及び採用人数) <u>第4条 機構に、科学技術イノベーション創出フェロシップ事業（以下「フェロシップ事業」という。）の実施に関する重要事項を審議するため、科学技術イノベーション創出フェロシップ事業実施委員会（以下「事業実施委員会」という。）を置く。</u> <u>2 事業実施委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u> <u>(1) 機構の長（以下「機構長」という。）</u> <u>(2) 大学院教育支援機構大学院横断教育プログラム推進部長</u> <u>(3) 第9条第1項に定める各事業部門の部門長</u> <u>(4) その他機構長が必要と認める者 若干名</u> <u>3 前項第4号の委員は、機構長が委嘱する。</u> <u>4 第2項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>第5条 事業実施委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。</u> <u>2 委員長は、事業実施委員会を招集し、議長となる。</u> <u>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。</u> <u>第6条 事業実施委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</u> <u>2 事業実施委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</u> <u>第7条 事業実施委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。</u> <u>第8条 前4条に定めるもののほか、事業実施委員会に関し必要な事項は、事業実施委員会が定める。</u> <u>第9条 機構に、フェロシップ事業を実施するため、次の各号に掲げる分野に、当該各号に掲げる事業部門を置く。</u> <u>(1) 情報・AI分野 情報・AI・データ科学博士人材フェロシップ事業部門</u> <u>(2) 量子分野 未来を創る先端量子技術創出フェ</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第4条</u> フェローシップ事業への申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。 (1)～(5) (略)</p>	<p>ローシップ事業部門</p> <p><u>(3) マテリアル分野 マテリアルイノベーションを創出する未来人材育成フェローシップ事業部門</u></p> <p><u>(4) 健康・医療・環境分野 健康・医療・環境イノベーション創出フェローシップ事業部門</u></p> <p><u>2 事業部門に部門長を置き、当該分野に係る別表に定める研究科の教員のうちから、機構長が指名する。</u></p> <p><u>3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 部門長は、当該事業部門の業務を掌理する。</u></p> <p><u>第10条 事業部門に、当該分野におけるフェローシップ事業の実施に係る重要事項の審議を行うため、事業部門フェローシップ実施委員会（以下「事業部門実施委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 事業部門実施委員会に関し必要な事項は、事業部門実施委員会が定める。</u> (フェローシップの支給額及び支給方法)</p> <p><u>第11条 フェローシップ事業の支給対象となった学生（以下「支給対象学生」という。）に支給するフェローシップは次の各号に掲げる資金で構成し、それぞれの支給額は当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 研究専念支援金 年額 1,800,000 円</u></p> <p><u>(2) 研究費 年額 300,000 円</u></p> <p><u>2 次条第2項の申請資格を有する者が、支給対象学生となった際の支給額は、前項の規定にかかわらず、次条第2項第2号の規定による当該取消しを受けた学生が受給する予定であった残りの支給額とする。</u></p> <p><u>3 フェローシップは、第1項各号の資金の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める方法で支給する。</u></p> <p><u>(1) 研究専念支援金 原則として1か月に1度、支給対象学生の届け出た金融機関の口座に振り込むことにより支給する。</u></p> <p><u>(2) 研究費 本学の会計制度に基づき、支給対象学生の請求に応じて適切に支給する。</u></p> <p><u>4 研究専念支援金の一部については、支給対象学生をリサーチ・アシスタントとして雇用し、その給与として支給することがある。</u> (申請資格)</p> <p><u>第12条 フェローシップ事業への申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。</u> (1)～(5) (同 左)</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、フェローシップ事業</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項第3号の規定にかかわらず、出産、育児等を経た者については、個別の事情に配慮し、1年から2年程度、同号の要件を緩和することがある。</p> <p>(募集)</p> <p>第5条 各分野に応じて置く事業部門(京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項(平成30年3月28日総長裁定)第22第1項に定めるものをいう。以下同じ。)は、フェロシップ事業の趣旨、目的及び申請資格、フェロシップの支給額及び支給対象となる学生(以下「支給対象学生」という。)の義務その他必要な事項を示し、当該分野におけるフェロシップの支給対象学生を募集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給対象学生の決定)</p> <p>第6条 部門長は、当該事業部門に置く事業部門フェロシップ実施委員会において選出した当該分野の支給対象学生の候補者を、大学院横断教育プログラム推進センター長(以下「センター長」という。)に推薦する。</p> <p>2 前項の推薦を受けたセンター長は、京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項第16第1項に定める科学技術イノベーション創出フェロシップ事業実施委員会(以下「事業実施委員会」という。)の議を踏まえて支給対象学生の採否を決定し、担当理事に報告するとともに、部門長に通知する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>募集年度において、前項各号(第2号を除く。)及び次の各号に掲げる要件をすべて満たす者は、フェロシップ事業への申請資格を有するものとする。ただし、支給対象学生が、第16条に定めるフェロシップの支給の取消しを受けた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 大学院博士課程に在籍し、次のいずれかの区分に該当する者であること。</p> <p>イ 博士後期課程に在学する者</p> <p>ロ 医学研究科及び薬学研究科の4年制の博士課程に在学する者(第1年次に在学する者を除く。)</p> <p>ハ 一貫制博士課程に在学する者(第1年次及び第2年次に在学する者を除く。)</p> <p>(2) 別表第1欄に掲げる分野(当該取消しを受けた学生に支給したフェロシップの対象であった分野に限る。)の区分に応じ、同表の第2欄及び第3欄に掲げる研究科及び専攻に所属すること。</p> <p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、出産、育児等を経た者については、個別の事情に配慮し、1年から2年程度、同号の要件を緩和することがある。</p> <p>(募集)</p> <p>第13条 第9条第1項各号の事業部門は、フェロシップ事業の趣旨、目的及び申請資格、フェロシップの支給額及び支給対象学生の義務その他必要な事項を示し、当該分野における支給対象学生を募集する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(支給対象学生の決定)</p> <p>第14条 部門長は、事業部門実施委員会において選出した当該分野の支給対象学生の候補者を、機構長に推薦する。</p> <p>2 前項の推薦を受けた機構長は、事業実施委員会の議を踏まえて支給対象学生の採否を決定し、担当理事に報告するとともに、部門長に通知する。</p> <p>3 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(フェローシップの支給額及び支給方法)</p> <p><u>第7条 支給対象学生に支給するフェローシップは次の各号に掲げる資金で構成し、それぞれの支給額は当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 研究専念支援金 年額1,800,000円</p> <p>(2) 研究費 年額300,000円</p> <p>2 フェローシップは、前項各号の資金の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める方法で支給する。</p> <p>(1) 研究専念支援金 原則として1か月に1度、支給対象学生の届け出た金融機関の口座に振り込むことにより支給する。</p> <p>(2) 研究費 本学の会計制度に基づき、支給対象学生の請求に応じて適切に支給する。</p> <p>3 研究専念支援金の一部については、支給対象学生をリサーチ・アシスタントとして雇用し、その給与として支給することがある。</p> <p>第8条 } (略)</p> <p>2・3 } (支給の取消)</p> <p>第9条 支給対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該支給対象学生に係るフェローシップの支給を取り消す。</p> <p>(1) 第4条に定める申請資格を喪失したとき。</p> <p>(2)~(7) } (略)</p> <p>第10条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>第11条 } (後略)</p>	<p>第15条 } (同左)</p> <p>2・3 } (支給の取消)</p> <p>第16条 支給対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該支給対象学生に係るフェローシップの支給を取り消す。</p> <p>(1) 第12条に定める申請資格を喪失したとき。</p> <p>(2)~(7) } (同左)</p> <p>第17条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>第18条 } (同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項（平成30年3月28日総長裁定）は、廃止する。</p> <p>3 この要項の実施後最初に指名する第9条第2項の部門長の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。</p>